

平成23年11月2日の奄美地方における大雨による鹿児島県の災害に伴う  
検定料免除の臨時措置について

平成23年12月13日  
理事長 裁定

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第12条第2項の規定に基づき、平成23年11月2日の奄美地方における大雨による鹿児島県の災害に伴う検定料免除の臨時措置について次のように定める。

- 1 国立高等専門学校に入学を志願する者で、その主たる家計支持者が平成23年11月2日の奄美地方における大雨にかかる災害救助法適用地域に居住していて被災した場合には、被災日以降に出願手続きする入学者選抜においては、検定料免除申請書に被災証明書又は罹災証明書を添えて提出することにより、検定料を免除する。

なお、既に支払った検定料については、還付の申し出により返還することとする。

- 2 この裁定は、平成23年12月13日から施行し、平成24年度入学者選抜が終了した時に、その効力を失う。